

【速報・未定稿】県議会 建設・企業常任委員会 (令和6年3月7日)

吉田 あつき 議員 (自民党)

「県営水道の料金改定及び次期経営計画について」 ※料金改定部分のみ抜粋

【議員質問要旨】

県営水道料金の改定については、これまでも様々な議論を重ねてきており、物価高騰等を踏まえ激変緩和の措置を図って段階的な改定案が示された。それが今定例会において、改正条例案として示されたところである。

料金改定を18年ぶりに行おうとするものであり、その内容も、口径別に変えていくことなど、抜本的な見直しを図るものとなっている。

これまで質疑を重ねてきたところであるが、利用者への影響が大きい事柄であるので、改めて見直しの必要性などを確認していくとともに、併せて、次期水道事業経営計画案が示されているので、これと絡めて伺っていきたい。

今回の料金改定では、料金体系を用途別から口径別に転換するという一方で、抜本的な見直しとなっているが、料金体系の見直しが必要な理由を改めて確認したい。

【経営課長答弁要旨】

現在の料金体系は、昭和40年代に形づくられたものである。当時は、生活用水である家事用については、公衆衛生の向上のために水道の普及を促すことを目的として、料金を安く設定していた。

一方、工場等の急増する水需要に水源開発が追い付かないことなどの背景から、業務用の料金を高く設定し、多くの負担を求め、用途別の料金体系が全国的にも多く採用され、県営水道においてもこれを採用してきた。

しかし、昭和40年代には水需要の約半分を占めていた業務用が、工場等の減少により、令和3年では2割を下回るなど、料金収入の減少に大きく影響している。

また、水道事業の特性として給水量の多い、少ないにかかわらず固定的に発生する経費が大部分を占める一方、県営水道の現状は、料金収入全体に占める固定的な収入の割合が低いという、アンバランスな収支構造となっている。

こうした課題に対し、適正な受益者負担の観点から、料金体系の見直しを行うこととしたものである。

**【議員質問要旨】**

昭和 40 年代に用途別として作られたものを口径別に変えるということで、料金体系を見直すことにより期待される効果について、伺いたい。

**【経営課長答弁要旨】**

料金体系の見直しによる効果として、経営の安定化と負担の公平性の実現があげられる。

まず、経営の安定化では、水道料金収入全体に占める基本料金収入の比率、いわゆる基本料金割合を高めることで、水需要が減少する中においても、料金収入の安定的な確保が期待できる。

また、用途別料金体系のもとで一律としてきた基本料金について、口径別料金体系では、お使いいただいている水道管の大きさに見合う金額をそれぞれ設定することにより、負担の公平性が図られることになる。

**【議員質問要旨】**

料金体系見直しが与える影響と、それに対し県営水道が配慮した点について、家庭と企業に分けて確認したい。まず、家庭についてはいかがか伺いたい。

**【経営課長答弁要旨】**

家庭への影響としては、基本料金が上がることで、お使いになる水の量にかかわらず、全体的に負担が増えることになるが、とりわけ、水道の使用量が少ない単身世帯等では、基本料金の上昇による負担感がより大きくなる。

そこで、少量使用者への配慮として、生活用水が中心となる口径 25 ミリ以下、小口径と言っているが、この基本水量を、現行の 8 立方メートルから 4 立方メートルへ引き下げることで基本料金を圧縮して、負担軽減を図っていく。

また、県営水道では、児童扶養手当等の受給世帯に対し、基本料金を減免しているが、基本水量の引き下げに連動して減免の範囲が縮小することのないように、引き続き、対象は 8 立方メートルまでの料金減免を継続していくかたちとなっている。

さらに、従量料金の単価を産業用、業務用と統合することに伴い、多量の水を使用する老人ホーム等では影響が大きく生じることが見込まれる。そこで、世帯の集合体であることに配慮し、従量料金の上限額を低く抑えるよう専用の料金を設定する配慮を行っているところである。

**【議員質問要旨】**

家庭に対する配慮はわかった。次に、企業への影響と、県営水道が配慮した点について伺いたい。

**【経営課長答弁要旨】**

水道管の大きさに応じて基本料金を設定することにより、多量に水を使用するために大口径、大きな口径を設置している工場等では、一律税抜き 710 円だった基本料金が、数万円から 40 数万円程度に増加することになる。

しかし、基本料金で使える基本水量を口径に応じて設定するので、基本水量までご使用いただければ、改定による影響が極端に出ないように制度設計している。

また、県営水道では、水道使用量が多いほど従量料金単価が高くなる逓増制を採用しているが、今回の改定では、月 1 万立方メートルを超える単価を廃止するなど、逓増度を引き下げることにしているので、多量使用者への影響が緩和することになる。

**【議員質問要旨】**

前回の委員会の答弁では、使用者への影響について、庁内各局に照会して、どのような影響がでるのか把握していくとのことであったが、どのように対応したのか伺いたい。

**【経営課長答弁要旨】**

昨年の 12 月に行われた、県庁内の各局に企画調整官がおりますが、この企画調整官が出席する会議において、企業庁の料金改定案を情報共有した。各局所管事業等への影響を確認いただくことをお願いしたところである。

その際、改定案に基づく概算の料金を計算できる簡易計算ツールを配布し、現行の料金と改定後の料金を比較できるようにしたほか、会議後、より改定の影響を分かりやすく見えるようにするため、業種別の類型による改定額や改定率をまとめた資料を提供している。

加えて、産業労働局、福祉子どもみらい局と連携して、関係団体に対する個別説明などを実施したところである。

**【議員質問要旨】**

答弁の中にも、産業や福祉の関係団体にも個別に説明を実施したとのことであるが、その場では、どのような意見が出たのか。

**【経営課長答弁要旨】**

産業系・商工系の団体では、工業団地に入居した企業を想定して、「既に設置されている口径を小さくすることが可能か」というご質問があった。今回の改定により口径の大きさに応じて基本料金が変わることにご関心があると感じたところである。

また、「改定後の水道料金がどのぐらいの金額になるかが分かる個別のお知らせがあると助かる」というご意見もいただいたところである。

次に、福祉系の団体では、障害者施設の団体から、「現行の減免制度の継続はありがたい」というご意見があった一方、一部の団体からは、「物価高騰による経営状況の悪化を理由として、新たな減免などの配慮をお願いしたい」というご要望も出されている。

**【議員質問要旨】**

この間、12月には激変緩和措置が示され、それ以降、シミュレーションができるようになって、料金改定の影響がつかみやすくなったものと思うが、一般の方からのご意見はどういったものがあったのか。

**【経営課長答弁要旨】**

昨年11月8日から料金改定についての特設サイトを立ち上げた。そこに簡易的に料金計算ができるツールを載せ、料金がどのぐらいになるのかを分かるようにした。これまで、そのサイトへのアクセスを7千件ほどいただいている。日当たりに直すと約60件程度になるが、皆様には料金を確認していただいているものと考えている。

### 【議員質問要旨】

多いのか少ないのかわからないが、それなりに関心を持ってもらって、水道料金が上がるということにご理解をいただいているのではと感じている。

いよいよ 10 月から改定が実施されるということで、改定の必要性であることなどをしっかり周知し、影響も少なからず出るだろうから、県民に寄り添った対応が必要と考えるが、今後の取組について伺いたい。

### 【経営課長答弁要旨】

改定をお認めいただけたら、まず、全般的な広報として、県営水道の広報紙「さがみの水」5月号において、料金改定の背景や必要性、改定内容、改定後の料金の確認方法など、大きい紙面を活かして、図やイラストでわかりやすくお伝えしていきたいと考えている。

また、今回の改定では、水道管の口径に応じて基本料金が増額となることで、ご使用いただいている口径の縮小を検討する動きも想定されるので、口径見直しの可能性がある、口径 30 ミリ以上の使用者の皆様へ個別のお知らせを郵送することを考えている。

さらに、料金表や主な改正内容をコンパクトにまとめたリーフレットを作成し、改定の直前となる 8 月から 9 月にかけて、水道メータの検針時に、すべての使用者に配布していきたいと考えている。

### 【議員要望】

今回、料金改定の条例改正案が提出され、改定による料金収入の増や、令和 6 年度予算案を加味した財政収支が示された。大規模地震などの自然災害が発生しても、安定して水道を使えるようにするために料金改定の必要性は理解するが、水道使用者が納得して料金を負担できるような取組が必要である。

そのために、経営計画では、より具体的な成果に着目した目標を設定し、事業実施の質的な効果を示していくとのことであった。

そういった成果や効果を県民に積極的に周知していくことで、料金改定の必要性への理解も深まると考える。

まずは、来年度に向けて、現行経営計画を着実に進めるとともに、次期経営計画の策定をしっかりと進めていただき、その周知に努めてもらうよう要望する。